

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業実施要領

(趣旨)

第1条 物価高騰による給食費等及びLPガス使用に係る費用の負担軽減を図るため、一定の要件を満たす保育所等に対し、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局（以下「事務局」という。）が必要な費用を交付するものとし、その交付については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業は、保育所等給食支援事業及び物価高騰対策支援事業から構成される。

- 2 この要領において「保育所等給食支援事業」とは、物価高騰による給食費等の負担軽減を図るため、一定の要件を満たす私学助成園等に対して、事務局が補助金を交付する事業のことである。
- 3 この要領において「物価高騰対策支援事業」とは、物価高騰によるLPガス使用に係る費用の負担軽減を図るため、一定の要件を満たす保育所等に対して、事務局が補助金を交付する事業のことである。

(補助金の交付の対象者)

第3条 この要領に基づき「保育所等給食支援事業費補助金」の交付申請をすることができる者（以下「補助事業者」という。）は、原則として次の各号を全て満たす私学助成園、知事に届出（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出）を行った認可外保育施設の設置者とする。

- (1) 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること
 - (2) 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと
 - (3) 給食を月10日以上実施していること
- 2 この要領に基づき「物価高騰対策支援事業費補助金」の交付申請をすることができる者（以下「補助事業者」という。）は、以下の要件を満たす保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園、私学助成園、及び知事に届出（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出）を行った認可外保育施設の設置者とする。
- (1) 鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業予算の議決日に開設されており、LPガスを使用していること

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助事業の実施主体、補助基準額、補助率及び補助対象期間は、別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 保育所等給食支援事業の補助金の交付額は、別表1第2欄に定める補助基準額（施設単位ごとに算出された額の合計額）に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。
ただし、算出された施設ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 物価高騰対策支援事業の補助金の交付額は、別表2第2欄に定める補助基準額（施設単位ごとに算出された額の合計額）に同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表3第2欄に定める補助基準額（施設単位ごとに算出された額の合計額）に同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表4第2欄に定める補助基準額（施設単位ごとに算出された額の合計額）に同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を合計したものとする。

(補助金の交付業務の委託)

第5条 県は、補助金の交付業務を委託により実施することとする。

- 2 受託した事務局はこの要領及び委託契約書に基づき、適切に業務を遂行しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、交付申請書兼請求書(別記第1号様式)により、補助金の交付申請を事務局に提出するものとする。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金計算書(別記第1-1号様式)
- (2) その他事務局が必要と認める書類

3 前号の交付申請書の提出期限は事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付決定等の通知)

第8条 事務局は、第6条に定める申請手続書類を受理した場合は審査を行い、適切と判断した場合は補助金の交付を決定し、補助事業者に対してその旨を交付決定及び交付確定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令、条例等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他事務局の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(補助金の額の確定)

第10条 補助金額の額の確定は、第8条に規定する補助金の交付決定通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、第10条に規定する補助金額の確定後、別記第2号様式により交付するものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費は、事務局が補助事業者に補助する額とし、下表により算出した額とする。

1 実施主体	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象期間
私学助成園， 私立の認可外保 育施設の設置者	施設単位ごとに次により算出 された額の合計額 給食費（※1）×物価上昇率（※ 2）×認定区分ごとの対象園児 数（月額）（※3）で算出した 金額 ※1 給食費の基準単価 主食費のみ：3,000円 副食費のみ：4,500円 主食費と副食費：7,500円 ※2 物価上昇率 物価上昇率については， 10%とする。 ※3 対象園児数 毎月初日の園児数とする。	10/10 以内	令和5年4月分から 令和6年3月分まで の給食費

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費は、事務局が補助事業者に補助する額とし、下表により算出した額とする。

1 実施主体	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象期間								
1 保育所，認 定こども園， 地域型保育事 業所，新制度 移行幼稚園 （ただし国公 立を除く）	施設単位ごとに次の表の区分 に該当する額 単位：円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>4,000/施設</td> </tr> <tr> <td>51人～150人</td> <td>12,000/施設</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>22,000/施設</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	補助基準額	50人以下	4,000/施設	51人～150人	12,000/施設	151人以上	22,000/施設	10/10 以内	令和5年1月分から 令和5年9月分まで のLPガスの物価高 騰分
定員区分	補助基準額										
50人以下	4,000/施設										
51人～150人	12,000/施設										
151人以上	22,000/施設										
2 私学助成 園，私立の認 可外保育施設 の設置者	単位：円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>14,000/施設</td> </tr> <tr> <td>51人～150人</td> <td>30,000/施設</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>49,000/施設</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	補助基準額	50人以下	14,000/施設	51人～150人	30,000/施設	151人以上	49,000/施設		
定員区分	補助基準額										
50人以下	14,000/施設										
51人～150人	30,000/施設										
151人以上	49,000/施設										

別表 3 (第 4 条関係)

補助対象経費は、事務局が補助事業者に補助する額とし、下表により算出した額とする。

1 実施主体	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象期間								
1 保育所，認定こども園，地域型保育事業所，新制度移行幼稚園（ただし国公立を除く） 2 私学助成園，私立の認可外保育施設の設置者	施設単位ごとに次の表の区分に該当する額 単位：円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>1,000/施設</td> </tr> <tr> <td>51人～150人</td> <td>2,000/施設</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>4,000/施設</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	補助基準額	50人以下	1,000/施設	51人～150人	2,000/施設	151人以上	4,000/施設	10/10以内	令和5年10月分から令和5年12月分までのLPガスの物価高騰分
	定員区分	補助基準額									
50人以下	1,000/施設										
51人～150人	2,000/施設										
151人以上	4,000/施設										
単位：円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>2,000/施設</td> </tr> <tr> <td>51人～150人</td> <td>5,000/施設</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>8,000/施設</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	補助基準額	50人以下	2,000/施設	51人～150人	5,000/施設	151人以上	8,000/施設			
定員区分	補助基準額										
50人以下	2,000/施設										
51人～150人	5,000/施設										
151人以上	8,000/施設										

別表 4 (第 4 条関係)

補助対象経費は、事務局が補助事業者に補助する額とし、下表により算出した額とする。

1 実施主体	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象期間								
1 保育所，認定こども園，地域型保育事業所，新制度移行幼稚園（ただし国公立を除く） 2 私学助成園，私立の認可外保育施設の設置者	施設単位ごとに次の表の区分に該当する額 単位：円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>1,000/施設</td> </tr> <tr> <td>51人～150人</td> <td>2,000/施設</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>4,000/施設</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	補助基準額	50人以下	1,000/施設	51人～150人	2,000/施設	151人以上	4,000/施設	10/10以内	令和6年1月分から令和6年3月分までのLPガスの物価高騰分
	定員区分	補助基準額									
50人以下	1,000/施設										
51人～150人	2,000/施設										
151人以上	4,000/施設										
単位：円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>2,000/施設</td> </tr> <tr> <td>51人～150人</td> <td>5,000/施設</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>8,000/施設</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	補助基準額	50人以下	2,000/施設	51人～150人	5,000/施設	151人以上	8,000/施設			
定員区分	補助基準額										
50人以下	2,000/施設										
51人～150人	5,000/施設										
151人以上	8,000/施設										

別記第1号様式（第6条関係）

文 書 番 号
令 和 年 月 日

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局 御中

郵便番号
住 所
施 設 名
代表者名（園長）

令和5年度鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金
交付申請書兼請求書

令和5年度において鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業実施要領第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

(1) 補助金計算書（別記第1-1号様式）

(2) その他必要と認める書類

（毎月初日の園児名簿（給食支援事業の補助を受ける場合））

3 請求金額

請求金額 金 _____ 円

金融機関名		本・支店名	
普通・当座の種別		口座番号	
カタカナ			
口座名義人			

※1 これまで鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局からLPガスに係る補助金を受けていない施設で、今回、新たにLPガスに係る補助を申請する施設はLPガスの使用実態を確認できる資料についても添付すること。（すでに提出済みの場合、添付不要）

※2 前回、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と異なる口座の場合は、振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）も添付すること。（前回と同一の場合は、添付不要）

⑤	給食支援事業のみの補助を受ける場合
	私学助成園，認可外保育施設

施設名：

令和5年度保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書
(令和5年10月～令和6年3月分)

内容	基準単価 (円) ①	物価 上昇率 ②	対象園児数 (人) ③						交付申請額 (円) (①×②× ③)
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	
主食費（米，パン等） のみを徴収している場合	3,000円	10%							円
副食費（おかず等） のみを徴収している場合	4,500円	10%							円
主食費と副食費の両方を 徴収している場合	7,500円	10%							円
合計			人	人	人	人	人	人	円

【チェック項目】

申請において，以下の要件を満たしている場合は☑をお願いします。

なお，原則として，全ての項目を満たしていない場合，申請はできません。

- 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること
- 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと
- 給食を月10日以上実施していること
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
なお，虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

令和 年 月 日

法人名：

法人代表者名：

(記入上の注意)

1. 記入例を参考に記載すること
2. 対象園児数については，別途提出する各月初日の園児名簿を参考に記入すること
3. チェック項目の確認のため，法人名及び法人代表者名を記入すること
4. 交付申請額合計欄について，千円未満の端数は切り捨てること

⑥	物価高騰対策支援事業（LPガス支援）の補助を受ける場合
	保育所, 認定こども園, 地域型保育事業所, 新制度移行幼稚園

施設名：

令和5年度保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書
（令和5年10月～令和6年3月分）

定員区分	補助基準額 （円）①	施設数 ②	交付申請額 （円） ①×②
50人以下	2,000円		円
51人～150人	4,000円		円
151人以上	8,000円		円
合計			円

【チェック項目】

申請において、以下の要件を満たしている場合は☑をお願いします。

なお、原則として、全ての項目を満たしていない場合、申請はできません。

- 鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業予算の議決日（令和5年10月4日）に開設されており、LPガスを使用していること
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
なお、虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

令和 年 月 日

法人名：

法人代表者名：

（記入上の注意）

1. 記入例を参考に記載すること
2. すでに一度、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金交付申請書兼請求書を提出し、1月～9月分の補助金の交付を受けている場合、LPガスの使用実態を確認できる資料の添付は不要です。
3. チェック項目の確認のため、法人名及び法人代表者名を記入すること

⑦	給食支援事業＋物価高騰対策支援事業（LPガス支援補助）の両方を受ける場合 私学助成園，認可外保育施設
---	---

施設名：

令和5年度保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書
(令和5年10月～令和6年3月分)

■給食支援事業（令和5年10月～3月分）

内容	基準単価 (円) ①	物価 上昇率 ②	対象園児数 (人) ③						交付申請額 (円) (①×②× ③)
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	
主食費（米，パン等） のみを徴収している場合	3,000円	10%							円
副食費（おかず等） のみを徴収している場合	4,500円	10%							円
主食費と副食費の両方を 徴収している場合	7,500円	10%							円
合計			人	人	人	人	人	人	円

■LPガス対策支援事業（令和5年10月～3月分）

定員区分	補助基準額 (円) ①	施設数 ②	交付申請額 (円) ①×②
50人以下	4,000円		円
51人～150人	10,000円		円
151人以上	16,000円		円
合計			円

交付申請額 (①給食+②LP)	円
--------------------	---

【①. 給食支援事業のチェック項目】

申請において、以下の要件を満たしている場合はをお願いします。

なお、原則として、全ての項目を満たしていない場合、申請はできません。

- 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること
- 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと
- 給食を月10日以上実施していること

【②. LPガス支援事業のチェック項目】

- 鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業予算の議決日（令和5年10月4日）に開設されており、LPガスを使用していること

【③. ①と②の共通チェック項目】

- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
なお、虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

令和 年 月 日

法人名：

法人代表者名：

※記入上の注意は裏面参照

(記入上の注意)

1. 記入例を参考に記載すること
2. 対象園児数については、別途提出する各月初日の園児名簿を参考に記入すること
3. すでに一度、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金交付申請書兼請求書を提出し、1月～9月分の補助金の交付を受けている場合、LPガスの使用実態を確認できる資料の添付は不要です。
4. チェック項目の確認のため、法人名及び法人代表者名を記入すること
5. 交付申請額合計欄について、千円未満の端数は切り捨てること

⑧	物価高騰対策支援事業（LPガス支援）の補助を受ける場合
	私学助成園，認可外保育施設

施設名：

令和5年度保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書
（令和5年10月～令和6年3月分）

定員区分	補助基準額 (円) ①	施設数 ②	交付申請額 (円) ①×②
50人以下	4,000円		円
51人～150人	10,000円		円
151人以上	16,000円		円
合計			円

【チェック項目】

申請において、以下の要件を満たしている場合は☑をお願いします。
なお、原則として、全ての項目を満たしていない場合、申請はできません。

- 鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業予算の議決日（令和5年10月4日）に開設されており、LPガスを使用していること
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
なお、虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

令和 年 月 日

法人名：

法人代表者名：

（記入上の注意）

1. 記入例を参考に記載すること
2. すでに一度、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金交付申請書兼請求書を提出し、1月～9月分の補助金の交付を受けている場合、LPガスの使用実態を確認できる資料の添付は不要です。
3. チェック項目の確認のため、法人名及び法人代表者名を記入すること

(任意様式で可)

令和 年 月初日現在

園児名簿

施設名

No.	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

No.	氏名
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

No.	氏名
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

※行が不足する場合は、適宜追加すること

上記の園児名簿に相違ありません。

令和 年 月 日 法人名

法人代表者名

第2号様式（第8条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿（様）

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局

令和5年度鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金
交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和5年度鹿児島県
保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金については、鹿児島県保育所等物価
高騰対策支援等事業実施要領第8条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件